

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条の規定に基づき、次のとおり監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を公表する。

平成二十三年三月二十八日

広島県監査委員

富永

健

三

同

川上

征

矢

同

高橋

義

則

同

加賀美

和

正

監査の結果（平成23年3月15日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施しました。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行しました。実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成21年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施しました。また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施しました。

3 監査の結果等

監査の結果については、不適正であることが明らかであり、速やかに是正・改善を求める事項及び長期未納があるものを「指摘事項」として、また、指摘には至らないが、改善又は改善についての検討を求める事項などを「意見」として区分しています。

このほか、指摘事項や意見以外に監査対象機関に対し注意喚起、問題提起又は要望する事項などは、「付記」として公表しています。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が1機関、財政的援助団体等が11団体です。

【県の機関】

番号	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	広島障害者職業能力開発校 ※	平成23年3月15日	平成23年1月20日	書面監査

注 対象機関名のあとに「※」を表記している機関は、抜き打ち的監査を実施した機関です。

(抜き打ち的監査：あらかじめ監査調書を求めず、通知後速やかに実施する監査)

【財政的援助団体等】

番号	団体名	監査実施日	職員調査日	監査の方法
1	公立大学法人 県立広島大学	平成23年1月7日	平成22年12月8～9日	実地監査
2	財団法人広島県スポーツ振興財団	平成23年1月18日	平成23年1月11日	
3	株式会社広島ソフトウェアセンター	平成23年1月17日	平成23年1月12日	
4	財団法人広島県環境保全公社	平成23年1月21日	平成23年1月12～13日	
5	広島県土地開発公社	平成23年1月25日	平成23年1月13日	
6	財団法人広島県教育事業団	平成23年1月26日	平成23年1月18～19日	

7	株式会社ひろしま港湾管理センター	平成 23 年 1 月 28 日	平成 23 年 1 月 20～21 日	実地監査
8	財団法人ひろしま国際センター	平成 23 年 2 月 2 日	平成 23 年 1 月 25～26 日	
9	財団法人広島県健康福祉センター	平成 23 年 2 月 4 日	平成 23 年 1 月 27～28 日	
10	広島空港ビルディング株式会社	平成 23 年 2 月 7 日	平成 23 年 2 月 1 日	
11	財団法人広島県女性会議	平成 23 年 3 月 15 日	平成 23 年 2 月 3 日	書面監査

5 委員の除斥

株式会社広島ソフトウェアセンター及び株式会社ひろしま港湾管理センターの監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、高橋委員を監査執行に当たり除斥しました。

第 2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりです。

【県の機関】

1 広島障害者職業能力開発校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 職業能力開発校又は職業能力開発促進センターにおいて職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して、その能力に適応した訓練の実施
- ・所在地 広島市南区宇品東四丁目 1 番 23 号
- ・職員数 20 人 (47 人)
(平成 22 年 5 月 1 日現在の常勤職員及び再任用職員の合計。()内は職業訓練講師、精神保健福祉士、手話通訳嘱託員、委託訓練支援アドバイザー、訓練介護嘱託員、当直専門員の合計)
- ・職業訓練実施状況 (平成 21 年度)

ア 施設内訓練

(単位:人)

科 名	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	退校者数		修了者数		入校者就職数
					就職者数	就職者数	就職者数	就職者数	
CAD技術科2年	2年	15	15	15	4	1	11	7	8
CAD技術科1年	2年	15	23	10	—	—	—	—	—
情報システム科2年	2年	10	15	9	2	0	7	2	2
情報システム科1年	2年	10	15	12	—	—	—	—	—
Webデザイン科2年	2年	10	19	11	3	0	8	3	3
Webデザイン科1年	2年	10	24	10	—	—	—	—	—
OA事務科	1年	20	27	19	3	0	16	9	9
オフィスビジネス科	1年	20	24	11	5	1	6	2	3
総合実務科	1年	30	66	30	20	16	10	7	23
合 計		140	228	127	37	18	58	30	48

(注) CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科の2年の応募・入校者数は平成 20 年度の状況である。

イ 委託訓練

(単位:人)

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就業者数
[知識・技能習得訓練コース] パソコン事務科等 8 科 16 コース	1～3 か月	165	205	138	136	54
[実践能力習得訓練コース] 調理科等 15 科 25 コース	1～3 か月	45	27	27	25	21
[e-ラーニングコース] HP作成スキル習得等 2 コース	5 か月	15	13	9	9	0
(特別支援学校早期委託訓練コース) 清掃科等 2 科 2 コース	1～2 か月	10	2	2	2	1
(在職者訓練コース) パソコン中級コース等 2 科 2 コース	1 週間	20	20	18	16	—

(注) 就業者数は、修了時の状況

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

【財政的援助団体等】

1 公立大学法人県立広島大学

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 地域に貢献する知の創造、応用及び蓄積を図る知的活動の拠点として、主体的に考え、行動し、地域社会で活躍できる実践力のある人材を育成するとともに、地域に根ざした高度な研究を行い、もって地域社会の発展に寄与する。
- ・住所 広島市南区宇品東一丁目 1 番 71 号
- ・代表者 理事長 (学長) 赤岡 功
- ・設立 平成 19 年 4 月 1 日
- ・役員 (平成 22 年 10 月 31 日現在)
役員 8 人 (うち常勤 4 人)
- ・主な業務 学校教育法に基づく大学及び大学院の管理運営
- ・各キャンパスの所在地及び設置学部等

区 分	所 在 地	設置学部等
広島キャンパス	広島市南区宇品東一丁目 1 番 71 号	人間文化学部, 経営情報学部, 総合学術研究科 (人間文化学専攻・経営情報学専攻), 総合教育センター, 学術情報センター, 地域連携センター, 宮島学センター
庄原キャンパス	庄原市七塚町 562 番地	生命環境学部, 総合学術研究科 (生命システム科学専攻), 学術情報センター, 地域連携センター, 附属教育研究施設
三原キャンパス	三原市学園町 1 番 1 号	保健福祉学部, 総合学術研究科 (保健福祉学専攻), 助産学専攻科, 学術情報センター, 地域連携センター, 附属診療センター

・組織体制及び教職員数（平成 22 年 5 月 1 日現在）

区 分	組織体制	教職員数（単位：人）	
		教 員	事務職員
本部・ 広島キャンパス	総務課，財務課，経営企画室，教学課， 学術情報課	87	55
庄原キャンパス	総務課，教学課	50	31
三原キャンパス	総務課，教学課	113	29
計		250	115

（注）教員は各学部等に属し，学長は除く。事務職員には兼務役員を含み，臨時職員及び派遣職員を除く。

・学生数の状況（平成 22 年 5 月 1 日現在） （単位：人）

区 分		定員	在籍者
大学	人間文化学部	480	519
	経営情報学部	400	440
	生命環境学部	660	694
	保健福祉学部	770	789
	助産学専攻科	10	10
計		2,320	2,452
大学院	修士課程（博士課程前期）	160	180
	博士課程後期	15	20
	計	175	200
旧大学(大 学院を含 む。)	広島県立大学	—	5
	県立広島女子大学	—	2
	広島県立保健福祉大学	—	1
	計	—	8

（注）県立広島大学は，平成 17 年 4 月に広島県立大学，県立広島女子大学及び広島県立保健福祉大学が統合され設置された。旧大学には，平成 16 年度以前の入学者が在籍している。

イ 経営の状況 （単位：千円）

区 分	平成 21 年度
経常収益 A	5,610,710
経常費用 B	5,363,493
当期経常増減額 C (A - B)	247,216
臨時損失 D	1,078
当期純損益 E (C - D)	246,137
目的積立金取崩額 F	10,420
当期総損益 G (E + F)	256,558
資産合計 H (I + J)	21,559,367
負債合計 I	3,536,117
純資産合計 J	18,023,250
（うち利益剰余金）	(872,139)

ウ 県の財政的援助の状況

(ア) 資本金 17,467,360,000 円のうち, 17,467,360,000 円 (100.0%) を出資 (平成 23 年 1 月 7 日現在)

(所管課 環境県民局総務管理部学事課)

(イ) 平成 21 年度公立大学法人県立広島大学運営費交付金を交付

(所管課 環境県民局総務管理部学事課)

- ・交付額 3,702,285,328 円 (標準: 3,513,000,000 円, 特定: 189,285,328 円)
- ・根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条, 公立大学法人県立広島大学運営費交付金交付要綱
- ・交付対象経費 大学の設置及び運営等の法人の定款で定める業務の財源に充てる経費

(ウ) 平成 21 年度公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金を交付

(所管課 環境県民局総務管理部学事課)

- ・交付額 140,001,470 円
- ・根拠規程 地方独立行政法人法第 42 条, 公立大学法人県立広島大学施設整備費補助金交付要綱
- ・補助対象経費 法人が定めた年度計画に基づく施設整備に要する経費で, 教育, 研究の用に供する施設及び職員宿舍の新築・増築等の工事に係る経費 (附随経費を含む。)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 公立大学法人県立広島大学会計規程に係る事務処理について

会計規程に係る事務処理において, 次のとおり規程に定められた事務処理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(本部)

(ア) 出納責任者による銀行預金等の帳簿残高と, 通帳残高との定期的な照合確認が行われていなかった。

- ・根拠 公立大学法人県立広島大学会計規程第 32 条

(イ) 経理責任者が作成し, 事務局長が理事長に報告することとされている月次の財政状況に係る書類の作成, 報告がされていなかった。

- ・根拠 公立大学法人県立広島大学会計規程第 50 条

イ 長期未収について

授業料等において長期未収 (過年度分) となっているものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)

キャンパス名	種類	人数	金額
庄原キャンパス	授業料	5 人	1,748,900 円
	施設費	3 人	62,400 円

ウ 通勤手当に係る事務処理について

通勤手当の認定において, 有料道路を利用しない場合の経路に係る自動車の使用距離に

誤りがあった。適正な事務処理に努められたい。(三原キャンパス)

エ 物品の管理について

平成 21 年度に購入した物品（高精細遠隔講義システム）について、資産管理者は物品に物品番号を付すとともに、これを標示しなければならないにもかかわらず、その措置が講じられていなかった。適正な事務処理に努められたい。(庄原キャンパス)

- ・根拠 公立大学法人県立広島大学物品管理規程第 5 条第 3 項

オ 委託契約における事務処理について

委託契約において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 公立大学法人県立広島大学会計規程及び同契約事務取扱規程により、予定価格が 100 万円を超える場合は原則一般競争入札を実施することとされているが、次の契約について予定価格が 100 万円を超えるにもかかわらず、1 者のみから見積書を徴して随意契約を行っていた。(庄原キャンパス)

- ・労働者派遣契約（平成 22 年度・遺伝子のクローニング等の研究開発業務）

(イ) 次の委託契約において、契約書で定められた委託業務の全部を指揮監督する責任者を通知する書面の提出を受けていなかった。(三原キャンパス)

- ・附属診療センター医療事務等業務委託契約（平成 22～23 年度）

【意見】

ア タクシー券の使用について

教育ネットワーク中国の単位互換制度を利用して、広島キャンパスで開講する「ボランティア活動論」等を受講する庄原キャンパスの学生に対して支給する交通費のうち、タクシー利用区間について、教職員に使用が限定されているタクシー券を支給していた。

タクシー利用区間以外の交通費については精算払としていることから、タクシー利用区間にあっても精算払とするなど、適切な事務処理に努める必要がある。(庄原キャンパス)

イ 委託契約における事務処理について

次の委託契約において、一部業務について参考見積による設計積算を行う際に、積算内訳を記載した見積書を徴することなく、概算金額のみによって設計積算を行っていた。

契約における予定価格は、設計金額を基にして設定されることから、複数の者から書面により見積書を徴して設計金額を算定するなど、積算根拠を明確にしておく必要がある。

- ・三原キャンパス学生定期健康診断等業務委託契約（平成 22 年度）

2 財団法人広島県スポーツ振興財団

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広く広島県民のスポーツについての理解と関心を深め、積極的にスポーツに取り組む意欲を高揚させるとともに、地域のスポーツの振興と競技力の向上を

図ることを目的とする。

- ・住所 広島市中区基町4-1（広島県立総合体育館内）
- ・代表者 理事長 大田 哲哉
- ・設立 昭和63年8月10日
- ・役職員（平成22年11月30日現在）
役員26人（理事24人，監事2人，常勤なし）
職員1人（非常勤）
- ・主な事業 指導者等の育成事業，国体選手強化・ジュニア選手育成等競技力向上事業，各種全国大会・国際大会・スポーツイベント事業，スポーツ振興事業及び総合型スポーツクラブ育成支援事業等への助成

イ 経営の状況 (単位：千円)

区 分	平成21年度
総収入 A	26,042
（うち，基本金運用収入）	14,984
（うち，寄付金収入+雑収入）	5,123
（うち，前期繰入金）	5,935
当期支出合計 B	21,920
（うち，事業費）	20,700
（うち，管理費(人件費・会議費等)）	1,220
（うち，繰入金）	0
次期繰越収支差額 C(A-B)	4,122
総資産 D(E+F)	1,071,634
総負債 E	8
正味財産 F	1,071,626
（うち，基本財産）	1,037,504
（うち，基本財産以外の固定資産）	30,000
（うち，流動資産）	4,122

ウ 県の財政的援助等の状況

基本金1,037,504千円のうち，800,004千円（77.1%）を出捐（平成23年1月18日現在）
（所管課 教育委員会事務局教育部スポーツ振興課）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 株式会社広島ソフトウェアセンター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県産業の情報化を支える情報産業等の技術者の育成強化の推進
- ・住所 広島市西区草津新町一丁目21-35
- ・代表者 代表取締役社長 光本 和臣

- ・ 設立 平成 3 年 4 月 25 日
- ・ 役職員（平成 22 年 11 月 30 日現在）
 - 役員 18 人（うち常勤 2 人）
 - 職員 8 人（嘱託職員を含む。）
- ・ 主な事業 研修事業（コンピュータソフトウェア及びシステムに関する研修業務）
実践事業（不動産、駐車場の賃貸及び管理業務）

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 21 年度
売上高	A 214,645
売上原価	B 200,467
販売費及び一般管理費	C 19,731
営業利益	D (A - B - C) △5,553
営業外収益	E 17,274
営業外費用	F 0
経常損益	G (D + E - F) 11,720
特別利益	H 0
税引前当期純利益	I (G + H) 11,720
当期純損益	10,743
資産合計	J (K + L) 1,719,821
負債合計	K 49,740
純資産合計	L 1,670,080
(資本金)	1,630,000
(利益剰余金)	31,975

（注）端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 1,630,000,000 円のうち 500,000,000 円（30.7%）を出資（平成 22 年 11 月 30 日現在）

（所管課 商工労働局産業振興部産業技術課）

（2）監査の結果

【指摘事項】

ア 研修室及び研修機器等の使用料収入に係る根拠規程について

研修室及び研修機器等の使用料について、根拠を定めた文書の所在が不明となっていることから、使用料の額や利用時の遵守事項等を定めた内部規程を改めて整備するなど、適正な事務処理に努められたい。

イ 自動販売機設置契約について

自動販売機設置契約において、契約書が作成されていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

4 財団法人広島県環境保全公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県内から発生する廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、自然と生活環境の保全を図る。
- ・住所 広島市西区草津新町一丁目 21 番 35 号
- ・代表者 理事長 小中 正治
- ・設立 昭和 57 年 4 月 1 日
- ・役職員 (平成 22 年 11 月 30 日現在)
役員 14 人 (うち常勤 2 人)
職員 22 人 (うち 1 人は役員兼務)
- ・主な事業 箕島地区産業廃棄物等処理, 五日市建設発生土受入管理, 廃棄物処理調査普及啓発
(五日市地区産業廃棄物等処理事業は, 平成 20 年度末をもって埋立終了)

イ 経営の状況

(単位: 千円)

区 分	平成 21 年度
経常収益 A	392,288
経常費用 B	376,906
当期経常増減額 C (A - B)	15,382
経常外収益 D	6,885
経常外費用 E	145
当期経常外増減額 F (D - E)	6,740
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	22,122
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 G + H	22,122
資産合計 I (J + M)	6,028,839
負債合計 J	273,336
指定正味財産 K	300,000
(うち, 基本財産充当額)	300,000
一般正味財産 L	5,455,503
正味財産合計 M (K + L)	5,755,503

ウ 県の財政的援助等の状況

基本財産 300,000,000 円のうち 250,000,000 円 (83.3%) を出捐 (平成 23 年 1 月 21 日現在)
(所管課 環境県民局環境部産業廃棄物対策課)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

長期未収 (過年度分) について

産業廃棄物等処分料金において, 長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)

- ・産業廃棄物等処分料金 1 人 97,320 円

5 広島県土地開発公社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 公共用地，公用地等の取得，管理，処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与すること。
- ・ 住所 広島市中区大手町二丁目 11 番 15 号
- ・ 代表者 理事長 三島 裕三
- ・ 設立 昭和 48 年 3 月 31 日
- ・ 役職員（平成 22 年 11 月 30 日現在）
役員 11 人（うち常勤 3 人）
職員 15 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 公有地取得事業，あっせん等事業，土地造成事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 21 年度
事業収益 A	3,686,699
事業原価 B	3,638,069
販売費及び一般管理費 C	77,975
事業総利益 D (A - B - C)	△29,344
事業外収益 E	203,480
事業外費用 F	270
経常損益 G (D + E - F)	173,866
特別利益 H	221
特別損失 I	3,972
当期純損益 J (G + H - I)	170,115
資産合計 K (L + M)	23,677,372
負債合計 L	4,654,650
正味財産 M	19,022,722
(うち基本金)	30,000

（注）端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

（ア）資本金 30,000,000 円の全額を出資（平成 22 年 3 月 31 日現在）

（所管課 土木局総務管理部土木総務課）

（イ）用地先行取得資金貸付金

（所管課 土木局空港港湾部空港振興課）

- ・ 貸付金残高 1,723,810,258 円（平成 22 年 3 月 31 日現在）
- ・ 貸付の対象 用地費及び補償費（県が依頼する広島空港関連工業・流通業務用地の取得）

（ウ）債務保証

（所管課 土木局土木整備部道路河川管理課，都市局都市整備課）

- ・ 債務保証残高 2,600,708,636 円（平成 22 年 3 月 31 日現在）
- ・ 保証の対象 公有地先行取得の用地費及び補償費等に係る金融機関からの借入金

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 財団法人広島県教育事業団

(1) 機関の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 教育、文化及びスポーツ振興に関する事業を行い、広島県から教育、文化及びスポーツの諸施設の管理運営の委託を受け、県の事務管理の合理化に寄与し、県民福祉の向上を図ることを目的とする。
- ・ 住所 広島市西区観音新町二丁目 11 番 124 号
- ・ 代表者 理事長 山田 穂積
- ・ 設立 昭和 47 年 4 月 1 日
- ・ 役職員（平成 22 年 11 月 30 日現在）
役員 17 人（うち常勤 1 人）
職員 36 人（非常勤職員を含む。）
- ・ 主な事業 教育、文化及びスポーツの振興に寄与する各種の事業
県立総合体育館及び県総合グラウンドの管理運営（指定管理者）
スポーツ会館の管理運営
体育、スポーツ及びレクリエーションの指導並びに調査研究
埋蔵文化財の調査研究及び保存活用等業務

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成 21 年度
経常収益 A	1, 213, 118
経常費用 B	1, 210, 743
当期経常増減額 C (A - B)	2, 375
経常外収益 D	14, 525
経常外費用 E	188
当期経常外増減額 F (D - E)	14, 337
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	16, 712
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 I (G + H)	16, 712
資産合計 J (K + N)	557, 878
負債合計 K	161, 184
指定正味財産 L	222, 259
(うち基本財産充当額)	(20, 000)
一般正味財産 M	174, 435
(うち基本財産充当額)	(3, 410)
正味財産合計 N	396, 694

ウ 県の財政的援助等の状況（監査対象分のみ記載）

（ア）基本金 23,410,000 円のうち 20,000,000 円（85.4%）を出捐（平成 23 年 1 月 26 日現在）

（所管課 教育委員会事務局管理部総務課）

（イ）公の施設の指定管理者

広島県立総合体育館

・指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額 598,880 千円

（うち、平成 21 年度管理費用 148,538 千円）

・所管課 教育委員会事務局教育部スポーツ振興課

・利用状況（平成 21 年度）

利用料金収入	利用者数			
	大アリーナ	小アリーナ	武道場	弓道場
415,938,360 円	1,060,546 人	255,977 人	236,131 人	35,643 人
	トレーニングルーム	プール	会議室他	合計
	84,976 人	38,604 人	95,384 人	1,807,261 人

（ウ）補助金

平成 21 年度広島県スポーツ会館管理運営補助金

（所管課 教育委員会事務局生涯学習部スポーツ振興課）

・補助額 1,250,000 円

・交付の目的 体育・スポーツ・レクリエーション活動の推進を図る。

・補助対象経費 スポーツ会館運営に係る人件費，施設管理費

（2）監査の結果

【指摘事項】

ア 会計事務に係る事務処理について

埋蔵文化財に係る調査報告書の売払いに伴う入金伝票処理において、収入科目として、雑収入と預り金で処理すべきところ、誤って預り金を役務費として処理していた。適正な事務処理に努められたい。

イ 施設等の改造に係る事務手続について

広島県立総合体育館の管理に関する基本協定書第 16 条に基づき、施設等の改造又は新築を行うときは、あらかじめ県の承認を受けなければならないにもかかわらず、その手続を行っていなかった。適正な事務処理に努められたい。

・フィットネススタジオ空調設備増設（平成 21 年度）

ウ 物品管理に係る事務処理について

平成 21 年度に購入した県有備品（マット）について、ラベルの貼付等の方法により指定管理者所有備品との区別をしなければならないが、その措置が講じられていなかった。適正な事務処理に努められたい。

・根拠 広島県立総合体育館の管理に関する基本協定書第 15 条第 5 項

エ 委託契約における事務処理について

委託契約の事務処理において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 委託契約を締結しようとするときは、財務規程によりあらかじめ予定価格を定めて入札等を行うこととなっているが、予定価格を定めていなかった。

・広島県立総合体育館施設・設備統括維持管理業務（平成 21～26 年度）

(イ) 契約書に基づき、委託契約を締結した業者から業務の一部を別の業者に再委託する承認願が提出されていたが、書面による承認を行っていなかった。

・広島県立総合体育館施設・設備統括維持管理業務（平成 21～26 年度）

【意見】

ア 規程類の整備について

資金管理について、理事長決裁により資産の運用に係る基準は定められているが、より適切な資金管理を行うために、県が別に示している「県出資法人の資金管理方針に係るガイドライン」を参考に、資金管理の基本方針や管理方法の基本事項などを示した資金管理方針を定め、効率的な資金管理を行う必要がある。

イ 委託契約における事務処理について

委託契約における事務処理について、次のとおり 1 者のみから見積書を徴して随意契約を締結しているものがあったが、委託契約の締結に当たっては、業務の内容、性質、目的等を考慮し、他に受託できる業者がないか十分検討し、契約方法を決定する必要がある。

・広島県立総合体育館プール管理運営業務委託（平成 21 年度）

・広島県立総合体育館窓口案内業務及び施設等運営業務委託（平成 21 年度）

7 株式会社ひろしま港湾管理センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 港湾施設及び漁港施設の管理運営、港湾施設・漁港施設・建物等の保守等の維持管理、舟艇の賃貸・保管及びメンテナンスなどの業務を営むことを目的とする。
- ・住所 広島市南区宇品海岸一丁目 13 番 13 号
- ・代表者 代表取締役社長 松田 實
- ・設立 平成 2 年 4 月 2 日
(平成 13 年 1 月 26 日広島湾海洋開発株式会社から商号変更)
- ・役職員 (平成 22 年 11 月 30 日現在)
役員 14 人 (うち常勤 5 人)
職員 33 人 (うち県派遣職員 6 人)
- ・主な事業 港湾施設、漁港施設、マリーナ施設の管理運営 (指定管理者) 等

イ 経営の状況

(単位：千円)

区 分	平成 21 年度
売上高 A	1,160,967
売上原価 B	975,143
販売費及び一般管理費 C	153,541
営業利益 D (A - B - C)	32,282
営業外収益 E	13,847
営業外費用 F	15,964
経常利益 G (D + E - F)	30,166
特別利益 H	2,983
特別損失 (固定資産除却損) I	17
税引前当期純利益 J (G + H - I)	33,131
当期純利益	19,111
資産合計 K (L + M)	1,988,136
負債合計 L	895,888
純資産合計 M	1,092,248
(資本金)	(1,000,000)
(利益剰余金)	(92,248)

(注) 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 資本金 1,000,000,000 円のうち 510,000,000 円 (51%) を出資

(所管課 土木局空港港湾部港湾振興課)

(イ) 広島県特定用途港湾施設整備事業無利子貸付金を貸付

(所管課 土木局空港港湾部港湾振興課)

・貸付残高 406,876,000 円 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

・貸付の目的 マリーナふ頭の整備

(ウ) 公の施設の指定管理者

a 施設名 県が管理者である港湾における港湾施設

・指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日

・指定期間に係る管理費用の上限額 4,067,500 千円

(うち、平成 21 年度管理費用 730,448 千円)

・所管課 土木局空港港湾部港湾振興課

・利用状況

平成 21 年度実績

区 分	利用件数
係留施設	5,642
臨港交通施設	5,307,049
荷捌施設	1,776
旅客施設	1
保管施設	1,375
船舶役務用施設	995
港湾環境整備施設	12,604
港湾管理施設	58
港湾施設用地	119
合 計	5,329,619

- b 施設名 広島観音マリーナ
- ・指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
 - ・指定期間に係る管理費用の上限額 利用料金制のため設定なし
 - ・所管課 土木局空港港湾部港湾振興課
 - ・利用状況

平成 21 年度実績

区 分	艇置数
海上・陸上保管	150 艇
ディンギー	160 艇
ビジター	160 艇
合 計	470 艇

- c 施設名 五日市漁港フィッシャリーナ
- ・指定期間 平成 21 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
 - ・指定期間に係る管理費用の上限額 338,265 千円
(うち、平成 21 年度管理費用 64,275 千円)
 - ・所管課 農林水産局農水産振興部水産課
 - ・利用状況

平成 21 年度実績

区 分	艇置数
海上・陸上保管	250 艇
ビジター	58 艇
合 計	308 艇

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収について

一般港湾使用料及び広島観音マリーナ使用料で長期未収となっているものがあつた。徴収促進に努められたい。(監査日現在確認分)

- ・一般港湾使用料 1 人 25,060 円 (平成 13, 14 年度分)
- ・マリーナ使用料 1 人 74,033 円 (平成 19 年度分)

イ 貯蔵品の貸借対照表への計上漏れについて

広島観音マリーナにおいて販売している軽油の在庫について、貸借対照表の貯蔵品勘定への計上がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

ウ 契約の履行確認等に係る事務処理について

業務委託契約及び物品納入に係る事務処理において、経理規程に定められた検査職員の任命が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

エ 委託契約に係る事務処理について

委託契約の事務処理において、次のとおり誤った事務処理が行われているものがあつた。

適正な事務処理に努められたい。

契約名	内 容
可燃及び不燃廃棄物運搬処理業務委託（平成 22 年度）	契約締結時に予定価格が記載されていた。
広島観音マリーナの清掃業務及び消防設備点検業務委託（平成 22 年度）	契約書に再委託の規定が定められていないにもかかわらず、消防設備点検について再委託が行われていた。

【意 見】

駐車場使用料の徴収業務に係る実地確認について

「ベイサイドビーチ坂」の夏季（7，8月）駐車料徴収業務について外部委託し、受託者は利用者から直接現金を受け取って料金徴収を行っているが、現地での業務実施状況の確認を行っていなかった。

業務の履行確認を適切に行うため、現地での業務実施状況の確認を行う必要がある。

（3）付 記

委託契約の事務処理手続について

委託契約の事務処理手続において、合規性の観点から、不明瞭と思われる事務処理が次のとおり見受けられた。公正で透明性の高い事務処理が可能となるよう、手続について検討していただきたい。

ア 単価契約における予定価格の取扱について

契約の相手方を決定する際に競争入札によるかどうかは、予定価格の金額によって判断されるが、単価契約の場合に、業務 1 回当りの単価を基準に予定価格を設定し、年間支払総額が 100 万円を超えることが明らかな場合においても、随意契約により契約の相手方を決定していた。

- ・可燃及び不燃廃棄物運搬処理業務（平成 22 年度）
- ・広島観音マリーナの清掃業務及び消防設備点検業務委託（平成 22 年度）

イ 参考見積書の徴取について

参考見積書に基づいて設計金額を算定する際には、慣例により県の規定に準拠して事務処理を行うこととされているが、県の規定では複数の者から参考見積書を徴取することとされている事例であって、複数者から参考見積書の徴取が可能であるにもかかわらず、一者からしか参考見積書を徴取していない事例があった。

- ・港湾施設等補修委託（その 1）（平成 21 年度）
- ・港湾施設内（広島市域）廃棄物収集運搬業務委託（平成 21～22 年度）

8 財団法人ひろしま国際センター

（1）監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 広島県における国際化の進展に適切に対処し、県民と諸外国国民との積極的な交流を推進し、国際理解の増進と友好親善の促進を図ることにより、世界の

平和と繁栄のために貢献する広島づくりに寄与する。

- ・住所 交流部：広島市中区中町8番18号 広島クリスタルプラザ6階
研修部：東広島市鏡山三丁目3番1号 ひろしま国際プラザ内
- ・代表者 会長 山内 孝
- ・設立 平成元年1月11日
- ・役職員（平成22年11月30日現在）
役員29人（うち常勤2人）
職員59人（非常勤職員を含む）
- ・主な事業 多文化共生社会支援事業，平和貢献推進・人材育成事業，留学生支援・県内企業支援事業，国際協力・研修事業，NGO活動支援事業，国際協力情報提供・発信事業，国際協力機構研修等受託事業，ひろしま国際人材育成事業

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成21年度
経常収益 A	544,525
経常費用 B	517,512
当期経常増減額 C (A-B)	27,013
経常外収益 D	105
経常外費用 E	0
当期経常外増減額 F (D-E)	105
当期一般正味財産増減額 G (C+F)	27,118
当期指定正味財産増減額 H	△128
当期正味財産増減額合計 I (G+H)	26,990
資産合計 J (K+N)	1,221,604
負債合計 K	50,911
一般正味財産 L	167,919
指定正味財産 M	1,002,775
(うち基本金)	1,000,000
正味財産合計 N (L+M)	1,170,693

（注）端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

（ア）基本金1,000,000,000円のうち，747,618,007円（74.8%）を出捐（平成23年2月2日現在）

（所管課 企画振興局政策企画部国際課）

（イ）公の施設の指定管理者

- ・施設名 県立広島国際協力センター
- ・指定期間 平成21年4月1日～平成26年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額 840,890千円
(うち，平成21年度管理費用166,450千円)
- ・所管課 企画振興局政策企画部国際課

・利用状況

年 度	研修室（日）	宿泊室（人泊）	情報センター・図書室
平成 21 年度	1,164 日	16,815 人泊	6,837 人

（注）研修室はクッキング交流室を含む 13 室，宿泊室は 73 室（JICA 中国センターを除く。）の利用状況である。

（ウ）平成 21 年度財団法人ひろしま国際センター支援事業補助金を交付

（所管課 企画振興局政策企画部国際課）

- ・補助額 63,832,272 円（事業費 63,832,272 円，補助対象経費 63,832,272 円）
- ・交付の目的 国際交流を円滑に進めるための施設の確保及び財団法人ひろしま国際センターの円滑な事業運営を確保する。
- ・補助対象経費 事務所の賃借料等，国際交流事業費，県派遣職員給与負担金

（2）監査の結果

【指摘事項】

ア 現金出納簿の記帳について

窓口での出納・両替用現金及びコピー機釣銭用現金について，収入伺いによる収入確認のみが行われており，現金残高等を確認するための現金出納簿への記帳が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・根拠 財団法人ひろしま国際センター財務規程第 9 条，第 11 条

イ 寄附金に係る会計事務について

平成 22 年 4 月 3 日に収入された寄附金について，平成 22 年 3 月 31 日時点で未収金に計上しているものがあつた。発生主義に基づく適正な会計事務に努められたい。

ウ 財務諸表の注記について

平成 21 年度収支計算書において，一般会計の注記に表示された特定資産の当期増加額及び当期末残高が，貸借対照表及び総勘定元帳に計上された額と一致していなかった。次期収支計算書で必要な修正を行うなど，適正な事務処理に努められたい。

エ 契約における事務処理について

契約の事務処理において，次のとおり不適正な事務処理が行われているものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

（ア）予定価格が定められていなかった。

契約名	平成 21 年度経済連携人材育成支援研修渡航支援業務契約（平成 21 年度）
根 拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第 29 条第 2 項

（イ）競争入札により契約すべきところ，随意契約により契約していた。

契約名	B 棟 2 階ウッドデッキ取替工事（平成 21 年度）
根 拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第 29 条第 1 項

(ウ)二者以上から見積書を徴取すべきところ、一者からしか見積書を徴取していなかった。

契約名	火災感知器交換修繕（平成 21 年度）
根 拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第 29 条第 2 項

オ 現金の収納事務について

現金を収納したときは、領収書を相手方に交付することとされているが、その手続を行っていないものがあつた。適正な事務処理に努められたい。

内 容	日本文化体験デーにおけるフリーマーケット出店料
根 拠	財団法人ひろしま国際センター財務規程第 18 条

【意 見】

ア 契約事務における設計金額の算出について

次の契約における設計金額の算出において、過去の設計金額の算出に用いた単価をそのまま使用しているなど、算出根拠が不明瞭なものがあつた。設計金額の算出に当たっては、その根拠を明確にする必要がある。

- ・ B 棟 2 階ウッドデッキ取替工事（平成 21 年度）

イ 物品の管理事務について

県から指定管理者に支払われる管理費用によって購入した次の物品について、取得した後、9 か月経過後に県に報告していた。管理費用によって物品を購入した際は、基本協定書に基づき、速やかに県に報告する必要がある。

- ・ ネット（平成 22 年 3 月 30 日購入）

(3) 付 記

預金取引に係る会計事務について

ア 一部の普通預金口座について、長期間にわたって金銭取引がなかったため、平成 21 年度期末の残高証明書が取得できていないものがあつた。

長期間にわたって金銭取引がない口座について整理・解約を進めているところであるが、引き続き金銭取引のない銀行口座について、絶えず必要性の検討を行うなど、会計処理の透明性の確保を図っていただきたい。

イ 留学生支援基金の特別会計において、平成 21 年度に満期を迎えた定期預金の普通預金への入金処理を、当該特別会計の口座ではなく一般会計の口座により行っていた。

ほかにも一般会計と特別会計間の入出金処理において、一定のルールを定めることなく、複数の口座を使って経理処理している事例が多く見受けられた。

財務規程に定められた会計原則及び会計区分に従い、一般会計と各特別会計の入出金処理を適正に区分するよう努めていただきたい。

9 財団法人広島県健康福祉センター

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 総合的な健康づくりの推進とともに、明るい長寿社会づくりを促進するために必要な諸事業を行い、県民の健康と福祉の向上に寄与すること
- ・住所 広島市南区皆実町一丁目6番29号
- ・代表者 会長 湯崎 英彦
- ・設立 平成2年3月23日
- ・役職員（平成22年11月30日現在）
 役員 39人（うち常勤1人）
 職員 108人（非常勤職員、嘱託職員を含む。）
- ・主な事業 健康増進及び疾病予防に関する技術者の研修及び養成
 結核，がん，循環器疾患その他の疾病予防の検診等
 明るい長寿社会づくりに関する普及啓発
 広島県健康福祉センターの管理運営の受託 など

イ 経営の状況

（単位：千円）

区 分	平成21年度
経常収益 A	1,257,512
経常費用 B	1,255,603
当期経常増減額 C (A - B)	1,909
経常外収益 D	0
経常外費用 E	10,709
当期経常外増減額 F (D - E)	▲10,709
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	▲8,800
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 G + H	▲8,800
資産合計 I (J + M)	1,001,101
負債合計 J	345,771
指定正味財産 K	65,000
（うち、基本財産充当額）	60,000
一般正味財産 L	590,330
正味財産合計 M (K + L)	655,330

ウ 県の財政的援助等の状況

(ア) 基本財産 60,000,000 円のうち 40,000,000 円 (66.7%) を出捐（平成22年11月30日現在）

（所管課 健康福祉局社会福祉部高齢者支援課）

(イ) 公の施設の指定管理者

- ・施設名 広島県健康福祉センター
- ・指定期間 平成17年4月1日～平成20年3月31日
平成20年4月1日～平成23年3月31日
- ・指定期間に係る管理費用の上限額

平成 17 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日 380,245 千円

平成 20 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日 359,255 千円

(うち、平成 22 年度管理費用 118,423 千円)

・所管課 健康福祉局社会福祉部高齢者支援課

・利用状況 (平成 21 年度)

利用料金	利用人員
13,526 千円	79,351 人

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 長期未収 (過年度分) について

検診収入において長期未収 (過年度分) となっているものがあつた。徴収促進と発生の未然防止に努められたい。(監査日現在確認分)

・検診収入 5 件 1,600,451 円

イ 総勘定元帳における預金勘定の記帳について

平成 21 年度一般会計の総勘定元帳について、銀行預金や有価証券の残高の合計額は一致していたが、勘定科目ごとにみると、次のとおり誤った事務処理があつた。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 固定資産に計上している有価証券や普通預金について、流動資産にも併せて計上しているものがあつた。

(イ) 預金通帳と総勘定元帳の預金勘定残高が異なっているものがあつた。

(ウ) (ア)、(イ) によって流動資産が過大に計上されたことから、その解消を図るために 1 つの預金勘定をマイナス計上していた。

ウ 貸借対照表総括表における内部取引消去について

平成 21 年度貸借対照表総括表において、内部取引消去の額が誤っていた。適正な事務処理に努められたい。

エ 預金等の残高確認について

総勘定元帳の預金及び有価証券勘定の残高と、通帳残高等との定期的な照合確認が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

【意見】

ア 流動資産と固定資産の区分管理について

一般会計において、固定資産 (退職給付引当資産、減価償却引当資産) の一部を、流動資産とともに 1 つの普通預金で管理しているが、平成 22 年度における月別預金残高の状況を確認すると、当該残高は、平成 22 年 4 月末現在から 12 月末現在まで 9 か月連続して固定資産相当額を大きく下回っていた。

経営状態を明らかにするためにも、固定資産と流動資産ごとに預金通帳を区分して、適

切に管理する必要がある。

イ 総勘定元帳の印刷について

総勘定元帳の一部の勘定科目について、印刷していないものがあった。

総勘定元帳は、財団法人の財務会計内容を明らかにするものであるから、すべて印刷して紙により保存する必要がある。

10 広島空港ビルディング株式会社

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・ 設立目的 広島空港ターミナルビルの管理運営
- ・ 住所 三原市本郷町善入寺 64 番 31
- ・ 代表者 代表取締役社長 玉川 博幸
- ・ 設立 昭和 36 年 4 月 17 日
- ・ 役職員 (平成 22 年 12 月 31 日現在)
役員 23 人 (うち常勤 6 人)
社員 33 人
- ・ 主な事業 広島空港ターミナルビルにおける貸室業, 物品販売
広島空港を利用する航空事業者, 旅客, 貨物に対する役務の提供
広島エアポートホテル, 中央森林公園 (フォレストヒルズガーデン地区) の運営

イ 経営の状況

(単位: 千円)

区 分	平成 21 年度
売上高 A	1,992,959
売上原価 B	235,047
販売費及び一般管理費 C	1,263,671
営業利益 D (A - B - C)	494,241
営業外収益 E	53,904
営業外費用 F	74,432
経常損益 G (D + E - F)	473,713
特別利益 H	716
税引前当期純利益 I (G + H)	474,429
当期純損益	207,299
資産合計 A (B + C)	9,347,620
負債合計 B	2,497,634
純資産合計 C	6,849,986
(資本金)	3,501,000
(利益剰余金)	1,722,586

(注) 端数調整により合計が一致しない場合がある。

ウ 県の財政的援助等の状況

資本金 3,501,000,000 円のうち, 1,372,400,000 円 (39.2%) を出捐 (平成 22 年 2 月 7 日

現在)

(所管課 土木局空港港湾部空港振興課)

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 監査役会の議事録について

平成 21 年度に開催された監査役会について、広島空港ビルディング株式会社定款第 34 条の規定に基づく議事録が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

イ 経理規程の見直しについて

会社法の施行に伴い必要となる経理規程の改定が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

ウ 現金出納に係る事務処理について

広島空港貨物ターミナルビルでの小口現金について、現金残高等を確認するための現金出納簿が備え付けられていなかった。また、広島空港旅客ターミナル内にある免税売店の売上金に係る現金出納簿は整備されていたが、現金残高の確認がされていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・根拠 広島空港ビルディング株式会社経理規程第 15 条

エ 物品発注に係る納品確認について

物品発注事務において、納品された物品の一部について社員による受領確認がされておらず、納品書が徴取されていないものがあつた。物品の納品に当たっては社員自ら現物、数量等を確認するよう、適正な事務処理に努められたい。

- ・根拠 広島空港ビルディング株式会社経理規程第 12 条

オ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、契約書に定められた現場代理人・主任技術者に係る書面での通知を受けていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・冷却塔更新工事（平成 21 年度）

カ 委託契約における事務処理について

次の委託契約について、契約書に定められた再委託の手続が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

- ・設備管理業務委託（平成 22 年度）

【意見】

規程類の整備について

広島空港ビルディング株式会社の資金管理について、その基本方針や管理方法の基本事項などを定めた規程が定められていなかった。県が別に示している「県出資法人の資金管理方針に

係るガイドライン」を参考に資金管理方針を定め、効率的な資金管理を行う必要がある。

11 財団法人広島県女性会議

(1) 監査の概要

ア 法人の概要

- ・設立目的 女性の自立と社会参加を促進するとともに、女性の国際理解を深めることにより、女性の地位向上及び福祉の増進に寄与する。
- ・住所 広島市中区富士見町 11 番 6 号
- ・代表者 理事長 吉村 幸子
- ・設立 昭和 63 年 8 月 23 日
- ・役職員（平成 22 年 7 月 1 日現在）
 役員 14 人（うち常勤 1 人）
 職員 23 人（非常勤職員等を含む。）
- ・主な事業 女性に係る啓発，相談，研修，情報，文化活動等に関する事業
 女性の就業に関する事業
 女性の国際交流の推進に関する事業
 広島県女性総合センター（エソール広島）の管理及び運営

イ 経営の状況

（単位：円）

区 分	平成 21 年度
経常収益 A	164,344,891
経常費用 B	163,608,984
当期経常増減額 C (A - B)	735,907
経常外収益 D	0
経常外費用 E	6,552
当期経常外増減額 F (D - E)	▲6,552
当期一般正味財産増減額 G (C + F)	729,355
当期指定正味財産増減額 H	0
当期正味財産増減額合計 G + H	729,355
資産合計 I (J + M)	103,827,467
負債合計 J	13,703,215
指定正味財産 K	79,716,352
（うち、基本財産充当額）	74,000,000
一般正味財産 L	10,407,900
正味財産合計 M (K + L)	90,124,252

（注）経常収益(当期収入合計)及び経常費用(当期支出合計)には、一般会計と特別会計の相互間の内部取引額 1,860 千円を含む。

ウ 県の財政的援助等の状況

- (ア) 基本財産 74,000 千円のうち 30,000 千円 (40.5%) を出捐（平成 23 年 2 月 3 日現在）
 （所管課 環境県民局総務管理部人権男女共同参画課）
- (イ) 平成 21 年度男女共同参画拠点づくり推進事業補助金を交付
 （所管課 環境県民局総務管理部人権男女共同参画課）

- ・補助額 44,985,000円
- ・交付の目的 男女共同参画社会の実現を図る。
- ・補助対象経費 財団法人広島県女性会議の実施する事業及び広島県女性総合センター（エソール広島）の管理・運営に必要な経費

（2）監査の結果

【指摘事項】

タクシー券の管理について

タクシー券について、受払簿による管理がされていなかった。適正な管理に努められたい。